

横須賀市報

号外第 14 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地
毎月		横須賀市役所
10日	編集兼	横須賀市長
25日	発行人	上地克明
	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

条 例	
◇放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正……………	1

本号で公布された条例のあらまし

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第38号）

- 1 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を改める。
- 2 放課後児童支援員の資格要件に、令和3年3月31日までに研修を修了することを予定している者を含む経過措置の規定を設ける。
- 3 施行期日 公布の日（令和2年6月4日）

条 例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月4日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市条例第38号

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年横須賀市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項各号列記以外の部分中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項に規定する中核市」を加える。

附則第3項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。